欧州特許庁（EPO）、特許請求の範囲の記載と明細書及び図面の記載の不整合に対する審査の方針を公表

2026年11月13日
JETROデュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、2026年11月10日、拡大審判部の審決G1/25を受けて、特許請求の範囲の記載と明細書及び図面の記載の不整合に関する審査の方針を公表した。

○特許請求の範囲の解釈

特許請求の範囲は、常に明細書及び図面に照らして総合的に解釈されなければならない。特許請求の範囲は、出発点かつ基礎である。明細書及び図面は、当業者が特許請求の範囲を単独で読んだときに不明瞭又は曖昧であると判断した場合に限らず、特許請求の範囲の解釈のために常に参照される。

ただし、明細書及び図面の記載が特許請求の範囲の文言に基づかない場合、明細書又は図面を特許請求の範囲を限定又は拡張するために使用することはできない。

明細書又は図面が特許請求の範囲の用語の定義を定めている場合、その定義が技術的に合理的であり、特許請求の範囲、明細書、及び図面の全体的な教示に整合している場合に限り、当業者は、特許請求の範囲の用語を明細書又は図面の定義を用いて拡張的にも限定的にも読み得る。

○特許請求の範囲と明細書又は図面とが整合していない場合

不整合が存在し、EPCの要件に適合しない場合には、不整合を解消する必要がある。

具体的には、不整合により、情報、例示、実施形態が請求項の主題に含まれるものであるか不明確となる場合には、EPC84条の違反となるため、不整合を解消する必要がある。

明細書又は図面に記載された特許請求の範囲に対する意味が、特許請求の範囲をEPC52-57, 76(1), 83, 123(2), 123(3)に適合しないものとする場合には、当該EPC条文の違反となるため、不整合を解消する必要がある。

○特許請求の範囲と類似する記載が明細書内に記載されている場合

特許請求の範囲と類似するというだけで、体系的に削除又は修正する必要はない。特許請求の範囲との不整合の結果として、EPCの要件に適合しない場合にのみ、対応する必要がある。

○例1

独立請求項A+B+Cに対して、明細書にA+Bの説明とともに、Cはオプションであると記載されている場合、明細書の記載は特許請求の範囲に記載された発明のCが必要でない

ことを示唆することになるため、明細書の記載が特許請求の範囲に含まれる実施形態を定義しているかが不明確となり、特許請求の範囲に記載された発明は明細書によって裏付けられたものではなくなり、EPC84 条の違反となる。

不整合の存在は、他の EPC にも影響する。例えば、進歩性の拒絶理由に対する補正として、独立請求項 A+B に C を加えていた場合、請求項と明細書の不整合は、EPC56 条（進歩性）にも影響する。

したがって、独立請求項に記載された発明特定事項は、明細書内において、「好ましくは（preferably）」、「してもよい（may）」、「選択により（optionally）」といった表現で記載されてはならない。

〇例 2

独立請求項 A+B に対して、明細書に A+B+C が記載されている場合、追加の特徴 C が存在するだけでは、特許請求の範囲の解釈において C を読み込むための根拠とはならない。

したがって、明細書に記載されたある実施形態が独立請求項又は従属請求項を超えたさらなる特徴を含んだとしても（EPC に違反するような）不整合とはならない。

G1/25 の審決に沿って、EPO における審査の方針が示された。特に、例 1 に示される運用は、特許請求の範囲の補正時に明細書の補正が必要となる場合を示しており、注意が必要である。

－EPO のニュースリリース等は、以下参照 －

（EPO のニュースリリース）

https://www.epo.org/en/news-events/news/epo-updates-practice-following-g-125

（官報　※月毎の正式な官報掲載前のオンライン公開版）

https://www.epo.org/en/legal/official-journal/notice-10-november-2026

－G1/25 に関する欧州知的財産ニュース等は、以下参照－

- 欧州特許庁（EPO）審判部、請求項の補正に合わせて明細書の記載を整合させる必要があるかについて拡大審判部審決を公表（2026 年 9 月 8 日）（PDF）

（以上）